

手続きについて

(1) 開発許可等不要証明

①証明書の交付を受けようとする者は、次の区分に応じた申請書及び添付書類を作成し、正副各1部を岸和田市に提出するものとする。

②開発許可権者は、次の流れにより処理する。

60条（30条）証明申請書受理→審査（現場調査）→証明書作成→証明手数料納付（証明書受理時）→証明書交付

(2) 建築等許可及び宅造許可の証明

①証明書の交付を受けようとする者は、それぞれ様式9号の3又は様式9号による申請書を正副2部作成し、建築確認申請書を添えて市長に提出するものとする。

②開発許可権者は、次の流れにより処理する。

60条（30条）証明申請書受理→許可台帳照合、審査→証明書作成→証明手数料納付（証明書受理時）→証明書交付

区 分		申請書	添 付 書 類
開 発 許 可 不 要	・都計法4条12号 (開発行為に該当しない) ・都計法29条1項 3号該当 ・都計法29条1項10号該当 ・都計法29条1項11号該当	様式9号の2	・位置図・委任状 ・土地の登記事項証明書(登記簿謄本)・地籍図 ・敷地求積図・現況図・土地利用計画図 ・造成計画平面図、断面図(2面以上) ・排水計画平面図 ・予定建築物の各階平面図 ・その他市長が必要と認める図書
	・都計法29条1項2号該当 ・都計法43条本文該当(法29条1項2号のみ)		・農(林漁)業従事証明書(農業委員会) ・申請者の印鑑証明書・委任状 ・位置図・付近見取図、予定建築物の配置図、各階平面図、立面図、断面図(2面以上) ・誓約書 ・世帯全員の住民票 ・土地の登記事項証明書(登記簿謄本)・地籍図 ・住宅(倉庫)を必要とする理由 ・耕作地の位置図 ・現住宅(倉庫)の位置図、付近見取図、平面図 ・その他市長が必要と認める図書
建 築 許 可 不 要	・制限行為に該当しない ・都計法42条1項本文該当 ・都計法43条1項2号該当 ・都計法43条1項3号該当 ・都計法43条1項5号該当		・位置図・委任状 ・敷地求積図、現況図・土地利用計画図 ・造成計画平面図、断面図(2面以上) ・排水計画平面図 ・予定建築物の位置図、各階平面図、立面図、断面図(2面以上) ・土地の登記事項証明書(登記簿謄本)・地籍図 ・その他市長が必要と認める図書
宅 造 許 可 不 要	・宅造該当工事なし	様式10号	・位置図・委任状・現況図・地籍図 ・造成計画平面図、断面図(2面以上) ・切盛求積図 ・排水計画平面図 ・予定建築物の配置図 ・その他市長が必要と認める図書